

令和5年度

財政援助団体
監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 3 4 8 号
令 和 6 年 3 月 2 2 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 田 方 芳 信 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 北 園 武 広

財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、本財政援助団体監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○公益社団法人 八代市シルバー人材センター

1	監査の基準	3
2	監査の種類	3
3	監査の対象	3
4	監査の着眼点	3
5	監査の実施内容	3
6	監査の実施場所及び日程	4
7	指定管理の概要	4
8	監査の結果	4
9	意見・要望	6
	参考資料	7

○NPO法人 八代市スポーツ協会

1	監査の基準	11
2	監査の種類	11
3	監査の対象	11
4	監査の着眼点	11
5	監査の実施内容	11
6	監査の実施場所及び日程	12
7	指定管理の概要	12
8	監査の結果	13
9	意見・要望	14
	参考資料	15

公益社団法人
八代市シルバー人材センター

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

3 監査の対象

- (1) 団体の名称 公益社団法人 八代市シルバー人材センター（以下「八代市シルバー人材センター」という。）
- (2) 所 管 課 高齢者支援課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、補助金等が補助金交付要領で定められた手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 所管課に関する事項

- ・ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和2年度から令和4年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行。
なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び所管課から提出された事務事業の執行状況の資料及び関係書類について、事務局長等から説明を受け、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁 207 会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和 6 年 2 月 6 日から令和 6 年 2 月 22 日まで

7 対象団体の概要

令和 5 年 4 月 1 日現在

名 称	公益社団法人 八代市シルバー人材センター
設 立 年 月 日	昭和 61 年 1 月 22 日
所 在 地	八代市古城町 1719 番地 2
役員・従業員	代表理事 田中陽子、窪田信一（2 名） 常務理事 1 名 理事 8 名 監事 2 名 職員 13 名
設 立 の 目 的	社会参加の意欲のある健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
主 な 事 業	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業・ 空き家管理ワンストップサービス事業・ ワンコインながいきサポート事業・ プラチナネットワーク事業
補 助 金	高年齢者就業機会確保事業費等補助金 令和 2 年度 22,575 千円 令和 3 年度 22,575 千円 令和 4 年度 22,604 千円 補助対象経費 (1) 運営費（人件費及び管理費） 職員の人件費、旅費及び消耗品等の経費 (2) 事業費（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業） サポート事業に従事する職員の諸謝金（基本給）、備品費、印刷製本費等の経費

8 監査の結果

八代市シルバー人材センター及び所管課の補助金等交付事務について、改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

ア 予算編成方針の決定及び監査計画の作成について

財務規程第12条第1項に「予算の編成方針は、理事会において決定し、理事長はこれに基づき合理的な基準により予算を年度開始前1か月前までに作成しなければならない。」と規定されているが、予算編成方針が理事会において決定されていなかった。また、財務規程第51条に「監事が監査を行うに当たっては、あらかじめ監査計画を樹立し、実施するものとする。」と規定されているが、監査計画の作成が行われていなかった。

財務規程に基づき適切に財政運営を行っていただきたい。

イ 財務事務の適正な処理及びチェック体制の強化について

財務に関する事務において、以下のような不適切な取扱いがあった。

- ① 請書が作成されていないもの
- ② 10万円を超えているにもかかわらず2者以上から見積を徴していないもの
- ③ 契約等の専決区分が事務規程と異なるもの

財務規程、事務規程に基づき適正な事務を行うとともに、財務事務の際には誤った事務処理を防止するため、担当者だけでなく最終決裁者までのチェック体制の強化を行っていただきたい。

ウ 補助対象外経費への支出について

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業業務に使用しない車両に給油したガソリン代(9月分7,171円)が事業費補助金から支出されていた。補助対象外経費について支出することがないよう、適正に事務を行っていただきたい。

(2) 所管課に関する指摘事項

国が交付する高齢者就業機会確保事業費等補助金のうち事業費に対する補助金については、会計検査院の決算検査報告によれば、補助金の過大交付がないように実績報告書等の審査及び確認を行うことが必要とされている。

八代市シルバー人材センターに対しては、本市と国がそれぞれ高齢者就業機会確保事業費等補助金を交付しているが、本市においては、実績報告書等の審査及び確認が十分には行われていない状況である。

- ① 国庫補助金を所管する国の出先機関が行う実績報告書等の審査及び確認の手法を踏まえ、本市として必要な審査等を適切に実施していただきたい。
- ② 国庫補助金においては、補助対象経費として示された費目ごとに更に補助対象とするものと補助対象外とするものが細分されている。市補助金についても、必要な審査等の実施に向けて、補助金交付要領を見直し、補助対象とするものと補助対象外とするものを明らかにしていただきたい。
- ③ 実績報告書等の審査等に当たり、その実効性を確保するため、補助金交付要領に規定する「その他市長が必要と認める書類」として補助金の使途に係る補足説明資料を求めていただきたい。

9 意見・要望

高齢者就業機会確保事業費等補助金は、定年退職後の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的として交付される補助金である。

八代市シルバー人材センターに対しては、本市と国とでこの補助金の交付を行っており、市補助金にあっては高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要領により、国庫補助金にあっては平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号事務次官通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」により、その算定が行われており、交付額は、市補助金、国庫補助金ともに、令和2年度 22,575 千円、令和3年度 22,575 千円、令和4年度 22,604 千円となっている。

前述のとおり、市の補助金交付要領では、国の補助金交付要綱で示されているような補助対象経費の細分が行われておらず、市補助金に係る実績報告書等の審査及び確認が十分には行われていない状況である。

このため、市補助金について実績報告書等の確実な審査等を行うことが急務であり、国の補助金交付要綱の内容及び国庫補助金に係る実績報告書等の審査及び確認の手法を踏まえ、市補助金に係る実績報告書等の確実な審査等の実施について、早急に体制を整備することを求めるものである。

また、八代市シルバー人材センターにおかれては、市補助金の実績報告に係る書類整備等について、所管課の指示に応じて的確に行っていただくことを望むものである。

八代市シルバー人材センターでは、空き家管理ワンストップサービス事業や坂本地区におけるプラチナネットワーク事業など、近年も新たな取組を行われており、高齢者の就業機会の創出と地域社会への寄与の拡大が図られているところである。

今後、高齢者の活躍の場が広く求められるようになっていく中で、一層の高齢者の生きがいの充実と地域社会への参加の促進に向け、地域社会のニーズに見合った事業展開を行い、意欲と能力のある高齢者に対して就業機会を提供していくことを期待するものである。

参考資料

高年齢者就業機会確保事業費等補助金

(単位：円)

区分		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
国庫補助対象経費		65,873,681	67,717,503	62,537,465
補助金	国庫補助金	22,575,000	22,575,000	22,604,000
	市補助金	22,575,000	22,575,000	22,604,000

事業実績の推移

区分		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
契約金額 (円)	請負・委任	362,535,303	357,772,393	358,282,603
	派遣	50,915,316	49,782,029	56,260,707
	合計	413,450,619	407,554,422	414,543,310
就業延人数 (人)	請負・委任	78,416	77,279	75,587
	派遣	9,738	9,795	10,728
	合計	88,154	87,074	86,315

NPO法人
八代市スポーツ協会

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年八代市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査

3 監査の対象

- (1) 団体の名称 NPO法人 八代市スポーツ協会（以下「八代市スポーツ協会」という。）
- (2) 所 管 課 スポーツ振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、補助金等が補助金交付要領で定められた手続、目的等に沿って適正に執行され、経理等も適正に処理されているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 所管課に関する事項

- ・ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和2年度から令和4年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行。
なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び所管課から提出された事務事業の執行状況の資料及び関係書類について、事務局長等から説明を受け、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁 207 会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和 6 年 2 月 6 日から令和 6 年 2 月 22 日まで

7 対象団体の概要

令和 5 年 4 月 1 日現在

名 称	NPO 法人 八代市スポーツ協会
設 立 年 月 日	昭和 26 年 4 月 1 日 ※NPO 法人格取得 平成 25 年 4 月 1 日
所 在 地	八代市緑町 11-1
役員・従業員	会長 原田光義 副会長 4 名 理事長 1 名 副理事長 1 名 理事 16 名 監事 2 名 従業員 21 名
設 立 の 目 的	八代市民に対して、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、市民の健康増進及び体力向上を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。
主 な 事 業	①体育、スポーツ大会及び講演会等の開催に関する事業 ②体育、スポーツ大会等への選手・役員の派遣に関する事業 ③体育、スポーツに関する表彰及び推薦に関する事業 ④体育、スポーツの指導、奨励及び競技力の向上に関する事業 ⑤体育施設等の管理運営に関する事業 ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
補 助 金	1. 八代市社会体育団体補助金 令和 2 年度 1,603 千円 令和 3 年度 2,038 千円 令和 4 年度 2,988 千円 補助対象事業 : 体育団体が実施するスポーツの振興及び普及に係る事業 補助金の額 : 体育団体の活動等に要する経費の総額を限度として予算の範囲内で市長が定める額
	2. 八代市トップアスリート育成事業補助金 令和 2 年度 1,800 千円 令和 3 年度 1,563 千円 令和 4 年度 1,297 千円 補助対象事業 : ①将来性を有する競技者の育成及び強化を行う事業 ②スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図る事業 ③市民のスポーツへの意識を高揚させるための事業 ④その他国際大会等で活躍する競技者の輩出のための事業で市長が特に認めるもの 補助金の額 : 予算の範囲内で、補助対象事業の実施に必要と認める額

8 監査の結果

八代市スポーツ協会及び所管課の補助金等交付事務について、改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

ア スポーツ振興事業で交付する団体補助金等の取扱いについて

八代市社会体育団体補助金を原資とするスポーツ振興事業の団体補助金等の支払において、クレー射撃、馬術、小学校体育連盟、中学校体育連盟に対して交付されている団体補助金については、NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興費交付規程で定める補助の対象に該当しておらず、根拠のないまま支出されていた。

また、補助金を交付したにもかかわらず、ほかの助成金の事務と混同し、誤って再度交付手続を進めてしまったものがあった。

今後同様の誤りを防ぐため、団体補助金の交付事務の流れを整理するとともに、対象となる事業、金額等を交付規程等で明確に定めた上で支出するようにしていただきたい。

イ スポーツ振興事業助成金の交付事務における過払金について

NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ振興費交付規程には、助成割合とともに助成限度額も規定されているが、助成限度額の積算誤りにより68,600円が助成限度額を超えて競技団体へ交付されていた。

本助成金は全額市の補助金により交付されていることから、過払いの助成金については市への返還を検討していただきたい。

ウ 財務会計規程の遵守について

出納事務を行うに当たり、NPO法人八代市スポーツ協会財務会計規程を定めてあるが、次のとおり不適切な取扱いがあった。

- ① 八代市社会体育団体補助金(3,800,000円)、八代市トップアスリート育成事業補助金(1,500,000円)の収入調定書が作成されていなかった。
- ② 戻入を伺う書類が作成されていないものが散見された。
- ③ 支払伝票が作成されていないものが散見された。

今後は財務会計規程を遵守し、適正な出納事務を行っていただきたい。

(2) 所管課に関する指摘事項

ア 補助金を原資として行われる助成に係る履行状況等の確認について

八代市スポーツ協会から提出された補助金実績報告書の確認において、強化指定選手への助成金の支出の根拠書類として助成金の振込受付書の写し等が提出され、助成金を支出したことの確認は行われていたが、強化指定選手から八代市スポーツ協会に提出された交付申請書や領収書等の確認が行われていなかった。

市からの補助金を原資として交付される助成金についても、補助金の条件の履行状況、対象経費、使途の適正性等について確認を行い、補助金交付要領に基づき、適切な指導・監督を行っていただきたい。

イ 補助金交付要領の整備について

八代市社会体育団体補助金交付要領は、八代市スポーツ協会と八代市スポーツ推進委員協議会の2団体を補助対象とし事業補助をする規定となっており、申請時に運営補助をする際に確認する必要がある「定款又は規約の提出」が求められている。

それぞれの団体に対する補助金の実態は、八代市スポーツ協会に対する補助は事業費補助、八代市スポーツ推進委員協議会に対する補助は運営費補助となっているため、それぞれの団体について個別に補助金交付要領を制定していただきたい。

ウ 委託と補助の区分の整理及び補助率の見直しについて

県民体育大会、郡市対抗熊日駅伝及び郡市対抗熊日女子駅伝の選手派遣等については、業務委託契約を締結し委託料として支出する経費と、八代市社会体育団体補助金の中の1メニューとして、補助金を交付する経費がある。

その中で、試走に関する旅費等について、郡市対抗熊日駅伝では補助金で支出しているが、郡市対抗熊日女子駅伝では委託料として支出するなど、補助金と委託料の位置付けが不明瞭となっている。

業務委託する内容と補助金の対象とする内容を整理するとともに、補助対象とするものについては、現行、全額補助としている補助率について、その必要性に応じ、補助率の見直しを検討していただきたい。

9 意見・要望

今回の「財政援助団体」としての八代市スポーツ協会の監査においては、指摘事項で記載したような不適切な事務処理が見られ、補助金額に影響を及ぼしているが、その事務処理に対する所管課の十分な精査が行われていなかった。

前回（平成29年度）の監査時に比べ事務改善はされているものの、補助金の執行に関し、根拠のない助成金が競技団体へ交付されていたり、助成金に過払いが生じたりしていた。

助成金の交付に際しては、実績報告書等の証拠書類を基に複数人により交付要件や助成金額について確認を行う必要があるが、チェック体制が機能していなかったと思われる。担当者任せにせず、複数人のチェックによる精査を行っていただきたい。また、各種要領等において事務手続を明確に定めるとともに、会計処理の基本である財務会計規程に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。

所管課にあっては、団体からの実績報告書や関係書類において、補助金の使途が適正で

あるのか等の審査を十分に行うほか、補助金交付要領の規定内容の不備を改め、適正な補助金交付事務となるよう指導・監督を行っていただきたい。

参考資料

【補助事業の状況】

1. 八代市社会体育団体補助金

(単位：円)

年度 補助対象事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
スポーツ振興事業	1,166,706	1,629,574	2,441,711
市スポ協表彰事業	93,435	96,554	93,317
少年団事業	32,940	21,010	59,610
県体支援事業	0	288,844	120,050
郡市対抗熊日駅伝支援事業	309,585	2,000	220,381
熊日郡市対抗女子駅伝支援事業			52,111
補助対象経費合計	1,602,666	2,037,982	2,987,180
補助金額	1,602,666	2,037,982	2,987,180

2. 八代市トップアスリート育成事業補助金

(単位：円)

年度 補助対象事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
強化指定選手育成事業	1,801,192	1,562,553	1,296,009
補助対象経費合計	1,801,192	1,562,553	1,296,009
補助金額	1,800,000	1,562,553	1,296,009